

総合研究
・教育と法・
教育と法研究会

第181回 生徒の自殺に関する担任への処分の違法性(上)

星野 豊(筑波大学人文社会学系教授)

近時下された、水戸地裁令和6年1月12日判決・令和4年(行ウ)6号事件は、担任教諭がいじめを助長したとの調査委員会の報告に基づいて行われた懲戒処分が、そもそも担任教諭に非違行為がなかったとして取り消された事案である。本稿では、(上)において本判決の事実認定および判断を紹介し、(下)において本判決の評価および本件処分の前提となった調査報告書について検討することにより、いじめ事件と学校あるいは教員の責任に関する認定判断のあり方について考えてみる。

1 裁判所が認定した事実……………

本件に関して、裁判所が認定した事実は、以下のとおりである。

原告Xは、被告Y県に教諭として採用され、A市立B中学校に勤務していた者であり、生徒Cの3年時の担任であった。Cは平成27年11月10日午後11時頃に自宅で自殺を図り、翌11日に死亡した。Cの死後、Cの保護者は、Cが生前にいじめに遭っていた旨およびXの担任としての

指導が原因となったと主張し、A市に対していじめに関する調査を申し入れた。

A市は、平成28年3月に調査委員会を組織し、Cの自殺について調査を行ったが、同委員会は平成29年6月、特段の結論を出すことなく解散した。Cの保護者は、Yに対し、知事の下に調査委員会を設置するよう申し入れ、Yはこの申し入れを受けて、平成29年11月に本件調査委員会を設置した。

本件調査委員会は、①B中学校においてCに対するいじめがあり、いじめとCの自殺との因果関係が認められる、②Xが適切な対応を怠ったためCに対するいじめを認知できなかった、③Xの学級運営や指導等における言動は、Cに対するいじめを誘発し、助長したものであった、④Xの不適切な指導はCの孤立感や恐怖感を高めさせ、自殺の引き金にもなった——などと判断し、平成31年3月、本件調査報告書を公表した(一部は現在も非公開)。

なお、本件調査委員会がいじめとして認定した事実は、(ア)他の女子生徒Dら3名が、Cが隣席の男子生徒と仲良くしていることについて

て、声に出さずに視線や口元を動かして非難するような態度をとった、(イ) Dらは、Cの個別アルバム(平成27年9月実施の体育祭後に作成された、生徒同士で寄せ書きをし合うアルバム)に、「Cってほんとうんだよ、クソってるね!」「キモーwまあ、がんばれよ。好きとか言

ってあげる」「きらいい。うざーい。まじないわー。クソやろー」「うっそよーん♡大好き♡あい

してる♡うふふ♡」と書き込んだ、(ウ) Dらは、Cのことを「くさや」と呼んでいた、(エ) Dらは、体育の授業時にバスケットボールのチ

ーム決めをするに際して、Cと別チームになるよう画策した——というものであった。

Y県教委は、Xに対し、令和元年7月、①Cに対するいじめを認知し得る状況にありながら、適切な対応を怠り、Cに対するいじめを認知できなかったこと、②学級運営や生徒指導におけるCへの言動によりCに対するいじめを誘発、助長したこと、③進路指導においてCに対し誤った情報を伝えるなどし、また、不本意に授業に遅刻したCを叱責して、Cに進学に向けての不安感や焦燥感を与え、その心理状態に影響を与えたこと、④Cが自殺を図った日にCの自殺の引き金となる不適切な指導をしたこと——を理由に、1カ月の懲戒停職処分をした(以下、「本件処分」という)。

本件は、Xが、本件処分の取り消しを求めて提訴したものである。

2 裁判所の判断………

請求認容(処分取消)。

(1) Cの交友関係の変化

「本件クラスにはCが第2学年時まで親しくしていた生徒はいなかったのであるから、進級後にCの交友関係に変化があったことは、それ自体不自然なことではない。」「また、Cの交友関係の変化がいじめの兆候と評価し得る程に重大なものであれば、違和感を抱いている教員が、本件クラスの担任であるXに対し、Cの様子に注意を払うよう助言したり、教員間でCの様子について情報交換がなされたりしてしるべきであったが、そのような事情はうかがわれない。以上に加えて、本件調査報告書中には、

CとDとの関係性を直ちに疑い介入することは難しいとの記載があることも併せ考慮すれば、Cの交友関係の変化が、XにおいてCに対するいじめの存在を疑い、格別の対応をとるべきであったといえる程に重大なものであったとまでは認めるに足りない。」

(2) 学校評価アンケートに関する対応

本件アンケートの「いじめなどを心配しないで安心して生活している」との質問項目に対し「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した3名の「生徒らは、Cとは別の生徒であり、アンケートの自由記載欄にいじめの内容が記載されていたなどの事情はうかがわれず、上記回答をした生徒らが具体的にいかなるいじめについて不安を感じていたのかは明らかでないのであるから、Yが主張するように、上記回答に対するXの対応が、Cに対するいじめを助長、誘発し、または、Cに対するいじめの関係を固定させたとは認められない。」

(3) Cへの進路指導

「本件調査報告書中には、①C及びその保護者が、Xからの併願受験の提案を受けて、私立

高校と県立高校との併願受験を申し出たのに対し、Xは、私立高校を第一志望とする場合には県立高校を併願受験することはできないと伝え、②Xは、三者面談において、Cの単願受験を認めるかは今後の生活態度を見て決めるという趣旨の発言をしたとの記載がある。」

「この点、Xの供述中には、三者面談時には県立高校を併願受験するとの話はなく、平成27年9月頃に、Cから県立高校を併願受験できるか質問を受けたが、私立高校と県立高校との希望順位の調整について確認する必要があったから、その場では回答せずに、上記事項を確認の上、翌日、Cに対して併願受験が可能であると伝えたとの供述等がある。かかる供述等はその内容自体不自然なものでない上、同僚教員の証言……とも整合し、その信用性を否定すべき格別の事情はうかがわれない。」

「加えて、Xの書面による供述では、Cの欠席日数が多いことが気になっており、その理由次第では受験当日にも体調を崩すなどして欠席することが想定されたため、三者面談においては、単願受験を申し出たCに対し、念のため併

願受験を勧めたものであって、Cの単願受験を認めるかは今後の生活態度を見て決めるとの発言をしたことはないとの記載がある。かかる記載も、その内容自体不自然なものでない上、Cが学校を欠席することが複数回あったことが認められることも整合し、その信用性を否定すべき格別の事情はうかがわれない。」

「他方、本件調査委員会がいかなる資料を根拠に本件調査報告書の記載をしたのか明らかでなく、かかる記載を裏付ける証拠はない。」

(4) 個別アルバムの書き込みへの対応

「個別アルバムは、学校行事の思い出を記録するために生徒同士がメッセージの書き込みをし合うなどして作成されるものであることに鑑みれば、人格非難にわたる記載がされることは通常想定し難い性格のものであると考えられ、担任教諭において、常に、個別アルバムの回収後にその内容を確認し、それに基づく指導をすべきであるということはできない。」

「また、Xのみならず同学年の他の担任教諭らも、生徒全員の個別アルバムの全てを確認することまではしていないかったことに照らせば、

Xが個別アルバムの内容を網羅的に確認しなかったことは、直ちに、教諭としての職務を怠ったと評価されるものではない。」

「その上で、上記のとおりCの交友関係の変化がいじめの存在を疑うべき程に重大なものであったとは認められず、その他、Xが、Cの自殺以前に、Cへのいじめの存在を認識していたことを認めるに足りる的確な証拠はない。」

(5) 遅刻指導

「生徒に対していかなる指導をするかは、第一次的には教育現場の各教諭の判断に委ねられており、いかなる方法による指導が適切であるかは、問題とする行為の内容、指導場面、指導効果、生徒の性格等に応じて異なり得るものであって、同一の行為を理由に複数の生徒に対して指導をする必要性が生じた場合でも、常に当該生徒らに対して同一の方法で指導をしなければならぬとはいえず、生徒ごとの指導の方法に差異が生じたとしても、直ちに、それが不適切な指導であったということはできない。」

「また、授業中の遅刻指導は授業の中断を伴うものであることからすれば、Xの指示に従わ

なかった生徒に対し重ねて指示をして授業中に遅刻指導を続行することよりも、授業の続行を優先させたことは不合理なことではない。そうすると、Xが教室でCに対してのみ遅刻指導をしたことは、その経緯に照らして、不適切な指導であったとはいえない。」

(6) ガラス破損事件時の指導

「本件調査報告書中には、Xがガラスの弁償の話をした際に、Dが、『私が割ったので弁償します』と答えたが、Xはガラスの破損は連帯責任であると考えていたため、Cらに対し、弁償については各生徒の保護者に確認すると伝えたとの記載がある。しかし、…:Dがガラスを割ったことを認識していたXが、Dが弁償する旨申し出たにもかかわらず、あえて弁償についてはそれぞれの保護者に確認すると伝えるべき格別の理由はうかがわれず、上記記載は、その内容に照らして、必ずしも自然なものではない。また、本件調査委員会が、いかなる資料を根拠に認定したのかは明らかでなく、上記記載を裏付ける証拠はない。」

「他方で、Xは、ガラス破損事件後の指導の中

で、ガラス破損の状況によっては弁償してもらう可能性があると発言し、これに対してDは、ガラスを割った自分が弁償すると発言したが、実際にお金を払うのは保護者であることから、XはDの保護者に確認する趣旨で『親に確認します』と述べた旨の供述があるところ、…:かかる供述は、事の流れとして自然である上、Xの供述の信頼性を疑わせる格別の事情はうかがわれぬ。」「なお、…:Cが自らもガラス破損事件の責任を負うものと認識した可能性は否定できないが、実際のXの指導の内容とCの認識にずれが生ずることはあり得るのであるから、Cが帰宅後に母親に対してガラスの破損について弁償する必要があるかもしれない旨伝えたことをもって、XがCもガラス破損事件について連帯責任を負うかのような指導をしたことを推認することはできない。」

「Xの指導は、定刻に自席に着くという行動ができていない中で発生したガラス破損事件についての振り返りにより、時間を守って行動するように遅刻指導をする趣旨のものであったと考えられ、このような遅刻指導をしたこと自体が

不適切であったということではできない。また、Xは、上記指導に際して、Cから個別の事情を聴取してはいないが、ガラスを破損したDは、自らがガラスを割ったことを申告しており、Xもそのことを認識していたことに照らせば、個別に事情を聴取せずにされたXの指導が、ガラス破損についての事実確認を怠り、Cに対して不当に心理的影響を与える不適切な指導であったということではできない。」

(7) 小括

「以上に説示したとおり、Xの各行為は、信用失墜行為及び全体の奉仕者たるにふさわしくない行為に当たるとは認められない。」「また、Xの各行為を全体として考慮しても、信用失墜行為や、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に当たるということはできない。」「したがって、本件処分は、地方公務員法29条1項1号及び3号の懲戒事由を欠くものであるから、『本件処分が裁量の逸脱ないし濫用に当たるか』について判断するまでもなく、違法な処分であつて、取消しを免れない。」

【3 問題点の検討】は、次号に続く